

住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくり

地域包括ケアシステム

令和3年4月1日現在の田村市の高齢化率は、35・7パーセントで市民の3人に1人が65歳以上の高齢者となっています。若い世代の減少と高齢者の増加により、将来的に既存の医療・介護サービスだけでは、高齢者を支えきれなくなる可能性があります。これからは公的サービスだけでなく、「地域」の力を活用するため、市民の皆さんとともに高齢者を支える「地域づくり」に取り組むことが必要です。

地域包括ケアシステムとは？
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が切れ目なく一体的に提供される体制のことで、市では、地域包括ケアシステムを進めるため、さまざまな取り組みを進めています。

なぜ地域包括ケアシステムが必要なの？

地域包括ケアシステムのイメージ図



●生き生きとした毎日を取り戻しましょう
毎日の生活の中で、活動量が減ったり、人との関わりが少なくなると、身体機能の低下が心配されます。早めに対策を立て、介護状態になることを予防することが重要です。

「膝や腰が痛くて歩けない、外出できない」「買い物に行きたい」「またみんなと踊りがしたい」を「歳だから仕方ない」と、諦めていませんか？

運動機能の低下は、何歳になっても適切な機能訓練で改善します。また、暮らしの工夫や助け合いによって、自立した生活を送ることができます。

●介護予防・生活支援サービス事業
介護予防・生活支援サービス事業は、自分でできることを増やし元気になること、また、自立した生活を続けられるようになることがサービス利用の目的です。

3年度から、住民主体のサービス内容を更に充実して、行っていきます。

●ちょっとした応援（買い物、ゴミ出しなどの生活援助、地域の方との交流、移動支援）があれば自立した生活ができる方のためのサービス

サービス名	内容
住民主体による生活支援（訪問型サービス B）	隣隣サポーター（市の養成講座を修了した方）が日用品の買い物、ゴミ出し、灯油入れなどの生活援助を行い、自立した生活を支援します。
住民主体による移動支援（訪問型サービス D）※	市の安全運転講習を受講したサポーターが通院や日用品の買い物、住民主体の通いの場への送迎を行い、自立した日常生活を支援します。
住民主体による交流支援（通所型サービス B）	地域住民が主体となり、運動や創作活動を通して、参加者同士の交流を行います。

※訪問型サービスDは、6月からサービスの提供を開始する予定です。

●膝痛や腰痛で家事や外出に不安があり、機能訓練などを必要とする方が自立した生活を目指すためのサービス

サービス名	内容
短期集中予防サービス（通所型サービス C）	リハビリ専門職が筋力・バランス力・持久力などの評価を行い、個別プログラムで機能訓練を週に1回（約2時間）、原則3カ月間集中的に行い、日常生活での困りごとが自分でできるように支援します。

※サービスを利用するためには、総合事業対象者、要支援の認定を受ける必要があります。

※その他、訪問介護、通所介護も行っています。

田村市地域包括支援センター ☎68-3737
保健福祉部 高齢福祉課 ☎82-1115



令和3年度高齢者安全運転支援装置設置事業

車は必要だけど、運転が心配…

最大
2万円
補助

65歳以上の運転者の交通事故防止と事故発生時の被害軽減のため、安全運転支援装置を新たに購入・整備した費用の一部を補助します。

- 対象者** ※次の要件を全て満たす方
 - ①市内に住所を有し、満65歳以上の方
 - ②2年4月1日以降に自動車整備事業者・カー用品店などで安全運転支援装置を購入・取り付けし、支払いを完了した方
 - ③自動車運転免許証を保有している方
 - ④市税などを滞納していない方
- 対象自動車** ※次の要件を満たす自動車
 - ①普通・小型・軽自動車で、自家用車であること（リース、レンタカーは対象外）
 - ②車検証の使用者欄に申請者の氏名が記載されていること、または運転免許証の住所と同一であること
- 対象装置**
道路運送車両の保安基準に適合する、次のいずれかのペダル踏み間違いなどによる急加速抑制装置として機能を有するもの。
 - ①車両側の車速信号を監視し、自動車の停止・徐行時にアクセルペダルが強く踏み込まれたときにアクセル開度を電氣的に制御する装置

②自動車の停止・徐行時に前方または後方の障害物を車体に装備されたセンサーが検知し、アクセルペダルが強く踏まれたときに加速を制御する装置

- 補助金**
費用の半額で最大20,000円、1人1回。国の補助金を受けた場合は、その残額が補助対象です。
- 申請期間**
5月6日～4年2月28日
平日の午前8時30分～午後5時15分
申請方法など、詳しくは保健福祉部高齢福祉課へお問い合わせください。

☎保健福祉部 高齢福祉課 ☎82-1115



令和3年度高齢者交通対策支援事業

運転はできないけど、気軽に出かけたい…

運転免許を保有していない高齢者が買い物や通院などの市内移動をやすくするため、乗合タクシー（たきね、おおごえ、ときわ・みやこじ）または船引くららくタクシーの利用券5,000円分を申請により交付します。

- 対象者**
市内に住所があり、運転免許を保有していない満65歳以上の方。
※小型特殊、原付のみの運転免許所有者は対象。
※介護施設などに入所中の高齢者は対象外。
- 申請方法**
本人確認書類（健康保険証、後期高齢被保険者証、マイナンバーカード）をお持ちのうえ、保健福祉部高齢福祉課、各行政局または各出張所へ申請書を提出してください。申請書は、申請受付窓口で配布します。
※家族の代理申請も可能です。
※詳しい内容は、保健福祉部高齢福祉課へお問い合わせください。
- 申請期間**
5月6日～4年2月28日
平日の午前8時30分～午後5時15分
申請は年度内1人1回。

- 利用券**
審査後に5,000円分（200円券、300円券各10枚）の利用券を交付します。
- 利用期限**
4年3月31日
- その他**
・本事業で交付する利用券は一般のタクシーには利用できません。
・各乗合タクシーは、事前に利用者登録が必要です。

☎保健福祉部 高齢福祉課 ☎82-1115
各行政局、各出張所

乗合タクシー
利用券
5千円
交付

